

「教職の意義等に関する科目」としての「教職論Ⅰ」の実践

——教材プリントの項目と授業目標及びその展開を中心に——

萩生 昭徳*

キーワード：教職課程、教職の意義等に関する科目、教職論、教材プリント

本稿は、教職課程の「教職の意義等に関する科目」として実施した、「教職論Ⅰ」の授業実践報告である。授業では、教員を志す学生に、教職の魅力と厳しさを十分に伝えることを目指して、教材プリントを活用するなど様々な工夫を行った。なお、この「教職論Ⅰ」は、2019年度入学生から「教育の基礎的理解に関する科目」に位置付けられることになる。

はじめに

教育職員免許法施行規則では、「教職に関する科目」の1つである「教職の意義等に関する科目」を免許状取得のための必修科目（2単位）とし、「教職の意義及び教員の役割」・「教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）」・「進路選択に資する各種の機会の提供等」を必要な事項として含めることとしている。このため教職課程を有する各大学では、その教員養成課程のカリキュラムにおいて、「教職の意義等に関する科目」として様々な科目名で2単位の教職必修科目を開設し、上記の必要事項を含んだ授業内容を実施してきた。具体的にその科目名を調べてみると、「教職概論」・「教育職の研究」・「教職原論」・「教職入門」・「教職論」などの科目名がみられ、Web上で各大学のシラバスも参照でき、各授業回の項目や簡略な内容も確認できる。なお本学においては、「教職論Ⅰ」という科目を「教職の意義等に関する科目」として位置づけており、この科目を修得済みの学生を対象に、教職選択科目として「教職論Ⅱ」も実施している。

筆者は、今年度から本学に勤務し、春学期（前期）に上記の「教職論Ⅰ」を2コマ・「教職論Ⅱ」を1コマ、秋学期（後期）に「教職論Ⅰ」を1コマ担当した。筆者自身が、高等学校で教員や管理職（教頭・校長）として35年以上の勤務経験を持つことから、そ

* はぎお あきのり 教職支援センター

の経験を十分に活かした授業を心がけたことはもちろんである。さらに、本学の1年生を対象とした教職課程の第1回目の登録が、秋学期開始直前(9月)に行われることから、特に1年生が主体となる春学期の「教職論Ⅰ」では、教員としての適格性とはどのようなものなのか、安易に教員免許取得を目指そうとしていないかなど、教職を目指す意義をしっかりと学生自身に考えさせる必要があった。そのためにも、様々な事例を提示してより具体的に教職を理解させることが求められていたといえる。

本稿は、この「教職論Ⅰ」について、今年度を実施した授業内容を具体的に報告したものであり、到達目標や授業計画はもとより、各授業回の取組内容についてもその概要を紹介している。これらの内容について多くの意見をいただくことで、今後の「教職論Ⅰ」の授業をより一層充実したものしたいと考えている。

1 授業の到達目標と授業計画

この授業については、授業の到達目標として以下の内容を事前に学生に示した。

- ① 教職の魅力と責任の重さを実感できるようになること。
- ② 教職という仕事の理解にとどまらず、あるべき教員像を具体的に描くことができるようになること。
- ③ 具体的に描いた教員像を自らの目標とするとともに、必要な学びを的確に把握することができるようになること。
- ④ 教員として学びつづけるために、自己研鑽への意欲を持つことができるようになること。

また、事前に学生に提示した授業計画(授業概要を含む)は以下の通りである。

回数	授業スケジュール
1	「『教職論Ⅰ』を学ぶにあたって」 授業方針を確認するとともに、教職を目指すことの意義を考える。
2	「職業としての教員」 教職の意義や教員の役割と職務内容を概観し、教員という職業を改めて考える。
3	「教員像の変遷」 時代に応じて求められた教員像とその変遷を確認するとともに、現在の学校に求められている教員像について考える。
4	「教員に求められる資質と能力」 優れた教員とは、また、教員に求められる資質と能力について、中央教育審議会等の答申を参考に考えるとともに、示された課題に取り組む。

「教職の意義等に関する科目」としての「教職論Ⅰ」の実践

5	「なりたい教員をイメージしたら」 自らが理想としたい教員について、これまで出会った教員を参考にしながら、グループワークで考えるとともに、示された課題に取り組む。
6	「教員養成の歴史と現状を知ろう」 教員養成の現状を確認して具体的に理解するとともに、養成上の課題についても考える。
7	「教員教育制度（資質と能力の向上）」 教員研修制度と様々な研修内容を把握するとともに、教員免許更新制度や教員評価制度についても、その動向を確認する。
8	「教員文化とライフコース」 学校組織と教員社会を概観するとともに、教員文化とその機能を確認しながら、自らの教員人生を予測し、示された課題に取り組む。
9	「教員の身分と服務」 教員の身分や任用資格、そのサービスの法的位置付け、懲戒と分限の違いなどについて確認する。
10	「教員の仕事と役割① ー教科指導ー」 教科指導について学習するとともに、シラバスや学習指導案、指導に基づく評価についても確認する。さらに、課題として模擬授業のための指導案を作り、授業実践の準備を行う。
11	「教員の仕事と役割② ー模擬授業の実践ー」 グループに分かれて、将来担当したいと考えている教科の模擬授業を実践する。（15分～20分）終了後に意見交換し、課題として実践を振り返る。
12	「教員の仕事と役割③ ー生徒指導と進路指導ー」 生徒指導の意義や指導体制、進路指導とキャリア教育について学習し、グループワークで生徒指導や進路指導に関する課題に取り組む。
13	「教員の仕事と役割④ ー特別支援教育と教育相談ー」 特別支援教育の実情と組織や取組、教育相談の実際について確認するとともに、示された課題に取り組む。
14	「教員の仕事と役割⑤ ーその他の教員の職務ー」 校務分掌や学級経営、道徳教育、特別活動、部活動、保護者や地域との関わりについて、各職務を理解するとともに、現場の様々な課題を知る。
15	「変化する社会の中の教育」 現行および新しい学習指導要領をそれぞれ確認するとともに、保護者や地域住民の学校経営参画、学校選択制、民間人校長について認識し、変化に対応した学校教育と教員の在り方を考える。
16	定期試験

2 教材プリントと授業展開

毎回の授業では、テキストに代わる教材として A3判、または A4判で表裏印刷した教材プリントを準備して配付した。また、授業ではパワーポイントを使用し、投影したスライドを使って教材プリントの記述内容に関する説明を行い、事例なども紹介した。さら

に、教材プリントに記載できなかった参考資料などを掲示し、必要に応じて関連事項を教材プリントの余白や裏面に記入させながら授業を展開した。以下は、各回の授業で使用した教材プリントの大項目とそれぞれの小項目、各回の授業目標およびその展開と学生に課した課題を記述したものである。

なお、資料として実際の教材プリントの一部（第2回、第9回、第15回分）を巻末に添付したので、参照されたい。

(1) 「教職論Ⅰ」を学ぶにあたって

この授業の初回であり、また受講者の大半が教職を初めて学ぶ学生であったことから、まず授業の概要や授業方針の確認を行った。次に、高等学校の初任者研修で実際に使用した以下の資料を使い、教職について具体的に考えさせることにした。

- | |
|---|
| <p>1 心構えは大丈夫か</p> <p>(1) なぜ教員になったのか？</p> <p>ア とりあえず「教員」になった、ではないはず……教員を目指した情熱を忘れずに。</p> <p>イ 無気力な教員に教えられる生徒は被害者！……大切な時間を無駄にさせるな。</p> <p>ウ 日々の研鑽が教員生活の将来をきめる……豊富な経験が一生の財産になる。</p> <p>エ 立場になって考えていたら遅い……どんな教科担任、クラス担任でありたいか。</p> <p>オ 理想を持つことが仕事を楽しくする……理想を形作ることができる意識と力量を。</p> <p>(2) 「先生」と呼ばれる意味を受けとめる</p> <p>ア 生徒の中に飛び込む気持ちを……話ができなければ互いの気持ちはわからない。</p> <p>イ 信頼関係を築くことが大切……教員と生徒の立場に基づく関係づくり。</p> <p>ウ 妥協しただけ信頼を失う……「物わかりがいい」だけの教員は生徒をだめにする。</p> <p>エ 生徒の話聞いてやるゆとりを持つ……頭から否定すればだれでも反発する。</p> <p>オ 悪いことは悪いとしっかり指導する……見逃すことが結局教員不信につながる。</p> <p>カ 叱るべき時は、本気で叱れ……生徒の将来を本気で心配する気持ちとフォローを。</p> <p>(3) 教員は、授業で勝負する</p> <p>ア 準備不足だがとにかく授業では困る……生徒にとっては、最初で最後の授業。</p> <p>イ 授業で勝負するために豊富な教材研究を……妥協は自分へ跳ね返る。</p> <p>ウ 授業は生徒との真剣勝負……本気でやらないと、相手も本気にならない。</p> <p>エ 最初の授業が1年を、授業の導入が1時間をきめる……構えとしつけを大切に。</p> <p>オ 「受験のため」「就職のため」は隠れミノ……自分の力不足の言い訳にするな。</p> <p>カ 「生徒に力がない」は責任転嫁……力をつけさせる方法を考えるのが教員。</p> <p>キ 「物知り」が授業を深める……何にでも興味や関心を。専門だけでは魅力はない。</p> <p>ク 生徒に安心して授業を受けさせる……授業中の教科指導だけが技量ではない。</p> <p>2 教育現場の実情を常に把握する</p> <p>(1) 教員採用の現状を受け止める</p> <p>ア 合格して採用されることは、簡単なことではない……選ばれた自負を持つ。</p> <p>イ 初任者への手厚い研修……多くの先輩教員の援助があって成り立っている。</p> <p>ウ 初任者の赴任校は恵まれている……困難な学校はいくらでもある。</p> <p>エ 異動の結果として、高校間の格差を知る……きびしい体験は、人を成長させる。</p> |
|---|

- (2) 教員への信頼が揺らいでいる
 - ア 教員だから尊敬されるなどといった時代はるか昔……人間性が試される。
 - イ 何にでも興味を持ち自己研鑽の意欲を常に持つ……人間の幅が魅力に通じる。
 - ウ 学校の常識が世間の非常識?……「井の中の蛙」では、信頼してはもらえない。
- (3) 出来事への対応が正否を決める
 - ア 報告を忘れない……情報の共有が第一歩。
 - イ 連絡を忘れない……情報は新しいものほど価値がある。
 - ウ 相談を忘れない……勝手な判断が大きなミスを招く。
 - エ 「わからない、迷う」はとにかく相談する……経験のある先輩が必ず周囲にいる。
- (4) 自己中心的な保護者・生徒が激増している
 - ア 自分だけは損をしたくない、という感覚が強い……協力を得る工夫を考える。
 - イ 世間の常識より、非常識が自分の常識に……気づいてもらう工夫を考える。
 - ウ 学校の校則が納得できないから従わない……納得させるための方法を考える。
- (5) 家庭力、地域力を導入しないとイケない
 - ア 家庭との連携、地域との連携は今後のキーポイント……特色ある学校づくり。
 - イ 情報をいかに発信し、いかにキャッチするか……普段の交流がものをいう。
- (6) 新しくて、効果的なチャレンジが求められている
 - ア 何をしたいのか……目的・目標をはっきりした計画・立案を。
 - イ どうすべきか……様々なシミュレーションを繰り返す。問題点をあぶり出す。
 - ウ 協力者をつくる……多くの人の協力が正否を分ける。
 - エ 関係者（管理職・主任）に提案し許可をえる……人を説得し、納得してもらう。
 - オ 失敗も成功へのエネルギー……失敗を必ず取り戻す工夫を。
 - カ やりっぱなしで終わらせない……今後に生かす、継続する努力や工夫を。

授業については、資料を通して、教員という仕事を単なる憧れとしてではなく具体的な形でとらえさせることを目標とし、教員生活をスタートさせた初任者がどのような教員となることを期待されているのかを理解させながら授業を進めた。

(2) 職業としての教員

この回の教材プリントは、大項目として「教職の意義」、「教員の仕事と職務内容」を設定し、それぞれの小項目として前者では「教師と教員の違い」、「教職の特性」、「教員になるための条件」、「教員の養成」の4項目を、後者では「教員の仕事」、「教育公務員としての教員」の2項目を設けて作成した。授業については、教職という職業を大きな視野で把握させることを目標とし、それぞれの内容について説明する形式をとって授業を進めた。
(資料1参照)

(3) 教員像の変遷

この回の教材プリントは、大項目として「聖職といわれた時代」、「教員は労働者」、「教員は専門職」を設定し、それぞれの小項目として順に「江戸時代の庶民教育」、「戦前の教育」の2項目、「戦前の動き」、「戦後の動き」の2項目、「ユネスコとILOの共同勧告」、

「専門職モデルとの比較」、「省察する専門家」の3項目を設けて作成した。授業については、歴史の積み重ねの中で作られ、また変化している教員という職業の実情を理解させることを目標とし、それぞれの内容について説明する形式で授業を進めた。

(4) 教員に求められる資質と能力

この回の教材プリントは、大項目として「1987年の教員養成審議会答申（教員の資質向上方策等について）」、「1997年の教員養成審議会第1次答申（新たな時代に向けた教員養成の改善方針について）」、「2005年の中央教育審議会答申（新しい時代の義務教育を創造する）」、「2006年の中央教育審議会答申（今後の教員養成・免許制度の在り方について）」、「2012年の中央教育審議会答申（教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について）」を設定して作成した。授業については、求められる教員の資質と能力を認識させることを目標とし、各答申を活用してその内容を確認させ、具体的な説明を加えながら授業を進めた。

なお、この回では授業後に、以下の内容を課題として課した。

なぜ自分が教員を目指そうと考えたのかについて述べなさい。その上で、2回の授業から確認した、求められる教員像と現在の自分との一致点や相違点をあげ、今後どのようにして一致点を磨き、相違点を克服していこうと思うかを述べなさい。

この課題は、教員に一貫して求められてきた資質や能力と、時代の要請に応じて加えられる資質や能力を確認させるとともに、自身が教員としての適性を備えているのかを考えさせる機会とすることをねらいとしたものである。

(5) なりたい教員をイメージしたら

この回では、以下の教材プリントを配付し学生に取り組みさせた。

- 1 思い出に残っている先生といえば……
小学校から高校までの学校生活を振り返ったとき、すぐに思い出す先生は？ 思い出す理由とともに論述してみよう。
- 2 その先生は、自分にどんな影響を与えたのだろう
上記の先生の言葉や行動を改めて思い出しながら、その先生に影響を受けたと思われるところを書き出してみよう。
- 3 先生、それはないよ！
「あの言葉、本当に腹が立った」「あの態度、先生といえる」などなど、先生不信になった（なりそうになった）一言や態度を、その状況も含めて書き出してみよう。

教員を目指そうとする学生には、憧れとする教員がおり、理想の教員像としてとらえて

いる可能性が高い。また、その存在が、教職を肯定的にとらえさせる背景にあると思われる。さらに、教員不信になるような経験をした時でも、憧れの教員の存在が不愉快な体験を乗り越えさせ、教員を目指そうと考えるようになっていないか。この授業では、理想とする教員像を具体化することができるようになることを目標とし、プリントに示した課題について論述させた。さらに、論述した内容に登場する様々な教員について、グループワークで情報交換させることで、多様な教員像を認識するとともに、より明確な理想像の構築につながることを期待した。

なお、この回では授業後に、以下の内容を課題として課した。

私になりたい、先生：自分が理想とする教員像を考え、具体的な指導場面を2つあげてそれぞれの場面でどのように行動するか（声をかける、話し合うなど）について述べながら論述しなさい。

この課題は、理想とする教員像を、より具体的な形で持つことができるようになることをねらいとしたものである。

(6) 教員養成の歴史を知ろう

この回の教材プリントは、大項目として「教員養成の現状」、「教員養成上の課題」を設定し、それぞれの小項目として前者では「第1次アメリカ教育使節団報告書」、「教員養成制度の原則」、「教員養成の現状」の3項目を、後者では「短い教育実習期間」、「ペーパーティーチャー問題」の2項目を設けて作成した。授業については、将来の教育実習や介護等体験などに対して、意欲的に取り組む姿勢を作り上げておくことを目標とし、現在の教育職員免許法に規定されている免許取得要件を確実に確認させることに時間を割いた。また、教育実習や介護等体験について、その意義と実情を具体的に解説しながら、責任感を持って取り組むべきものであることを理解させながら授業を進めた。

(7) 教員教育制度（資質と能力の向上）

この回の教材プリントは、大項目として「教員研修制度」、「様々な研修」、「教員評価制度」を設定し、それぞれの小項目として順に、「研修の分類」、「研修の法的根拠」の2項目、「初任者研修」、「10年経験者研修」、「教員免許更新制」の3項目、「教員評価制度とは」、「実施状況とプロセス」、「教員評価制度の意義」の3項目を設けて作成した。授業については、教員が常に学び続けることを求められていることを認識させることを目標とし、法的に、また制度上でも整備されている様々な研修の実情や、取得後の教員免許状に関する課題などを確認させながら授業を進めた。

(8) 教員文化とライフコース

この回の教材プリントは、大項目として「学校組織と教員社会」、「教員文化とその機能」、「教員のライフコース」を設定し、それぞれの小項目として順に、「組織としての学校」、「教員集団と機能」、「教員集団の現状と変質のうごき」の3項目、「教員文化とは」、「教員文化の特質」、「教員文化の現状」の3項目、「教育実習」、「新任期」、「自己の確立」、「家庭を持ち親になる」、「中年期」の5項目を設けて作成した。授業については、教員世界の現実を伝えることを目標とし、特に教員文化と表現されるものの内情に関して、筆者自身の学校現場における見聞や経験を活用する形で進めた。

なお、この回では授業後に、以下の内容を課題として課した。

教育実習から始まるあなたの教員ライフコース（未来予想）を考えてみよう。書き方は、「教育実習」から「中年期」にいたるまでを順番に記述し、その時々自分がどんな状況かを想像して記述すること。さらに、各時期に自分が果たしている役割やその職責上の苦労を想定し、意欲的に立ち向かい、解決している具体的様子も記述すること。

この課題は、将来の自分が教員として歩んでいる姿を具体的に想像させることを通して、今後の学習への意欲をより強く持つことができるようになることをねらいとしたものである。

(9) 教員の身分と服務

この回の教材プリントは、大項目として「公務員としての教員」、「教員の任用」、「教員の服務」、「懲戒と分限」を設定し、それぞれの小項目として順に、「教員の身分」、「労働基本権の制約と政治的中立」、「教員の身分保障」の3項目、「任用資格」、「教員の任用」の2項目、「職務上の義務」、「身分上の義務」の2項目、「懲戒」、「分限」の2項目を設けて作成した。授業については、教育公務員としての教員の立場を強く意識させることを目標とし、各小項目についてその法的位置づけを確認しながら、各内容を確実に理解させるとともに実例を通して認識を深めさせる形で授業を進めた。(資料2参照)

(10) 教員の仕事と役割① (教科指導)

この回の教材プリントは、大項目として「教科指導とは」、「シラバスと学習指導案」、「指導に基づく評価」を設定し、それぞれの小項目として順に「教員の力量が反映する教科指導」、「自分らしい授業づくり」、「自分らしい教材づくり」の3項目、「シラバスとは」、「学習指導案とは」、「学習指導案の実際」の3項目、「評価とは」、「観点別学習状況の評価」、「目標に準拠した評価のための評価規準」、「実際の評価」の4項目を設けて作成し

た。また、最も重要な職務である教科指導に関わる「学習指導案」については、その模範例として、教職支援センターに保管されている卒業生の学習指導案を活用した。授業については、教科指導を行うために、いかに多くの事前・事後の作業を必要としているのかを認識させることを目標とし、単に知識を伝達することが教科指導ではないことを学生に認識させながら授業を進めた。

なお、この回では授業後に、以下の内容を課題として課した。

自分が授業を実施すると仮定して学習指導案を作成してみよう。自分が担当したい教科のどこかの単元について、自分が持っている教科書を使って授業をすることを前提に指導案を作成し、次回の講義に、作成した指導案と参考資料（教科書の該当ページなど）をグループの人数分コピーして持参すること。次回は、グループワークとしてグループ内でそれぞれ授業を実践してもらいます。

この課題は、たとえ15分～20分の模擬授業であっても、授業を行うための準備がいかに大変なことなのかということを経験させることで、教科指導の難しさや教職の厳しさを認識させることをねらいとしたものである。

(11) 教員の仕事と役割②（模擬授業の実践）

この回では、4人1組のグループをつくり、前回の授業課題で準備した学習指導案と必要に応じて作成した資料を使い、グループごとに一人15分～20分の模擬授業を実践させた。実践後は、各グループで相互に反省と感想を発表させた。

なお、授業後に作成した学習指導案を提出させるとともに、今回の実践に関する反省や今後への抱負を記述して提出することも課題として課した。この課題は、はじめて体験した模擬授業を、単なる体験にするのではなく、今後教員を目指していく上でその意欲を維持する契機にすることをねらいとしたものである。

(12) 教員の仕事と役割③（生徒指導と進路指導）

この回の教材プリントは、大項目として「生徒指導とは」、「進路指導とキャリア教育の充実」を設定し、それぞれの小項目として前者では「生徒指導の意義」、「生徒指導の体制」の2項目、後者では「進路指導とキャリア教育」、「進路指導の組織に関わる法的根拠」を設けて作成した。授業については、学校教育において重要な意義を持つ両者を正しく理解させることを目標とし、学校教育法や学校教育法施行規則、中学校や高等学校の学習指導要領を使い、それぞれの法的根拠を確認させながら認識を深める形をとって進めた。さらに、生徒指導や進路指導に係る課題を準備し、グループワークさせて意見交換さ

せた。

なお、この回の授業後に、グループワークを通して考えた課題への自らの対処法を論述して提出する課題を課した。この課題は、現実の学校現場で起こる様々な問題に対して、教員としてどのように対処すべきかを考えさせることを通して、生徒指導や進路指導を具体的に理解させることをねらいとしたものである。

(13) 教員の仕事と役割④ (特別支援教育と教育相談)

この回の教材プリントは、大項目として「特別支援教育」、「教育相談」を設定し、それぞれの小項目として前者では「特別支援教育とは」、「特別支援教育を行うための体制の整備および必要な取組」、「特別支援学校における取組」の3項目、後者では「児童・生徒をめぐる状況」、「児童・生徒の視点からの教育相談の在り方」、「教育相談に関する校内体制の充実」、「早期からの教育相談」、「スクールカウンセラーの意義と課題」の5項目を設けて作成した。特別支援教育や教育相談については、学生のこれまでの学校生活において、個々の関わりに大きな差があると考えられた。そのため授業は、基本的な内容を理解させるとともに、的確に対応することの大切さを認識させることを目標とし、用語を解説したり学校現場の実情を紹介するなどしながら、学生がそれぞれについて具体的に考えることができるような形で進めた。

なお、この回の授業後に、以下の内容を課題として課した。

LD や ADHD について知っていることはどのようなことですか。また、そのような障害を持つ生徒に対して、どのようなことに留意して対応しようと思いますか。

この課題は、障害について改めて学習することで、障害を正しく理解する姿勢を持つことや、特別支援教育や教育相談に対して、自らが教員となったときにどのような心構えを持つべきかを考えることをねらいとしたものである。

(14) 教員の仕事と役割⑤ (その他の教員の職務)

この回の教材プリントは、大項目として「校務分掌」、「学級経営と学校経営」、「道徳教育」、「特別活動と部活動」、「保護者や地域社会との関わり」を設定して作成した。授業については、大項目ごとにそれぞれの業務の持つ意義や実情を認知させることを目標とし、学校現場での実例や実践を紹介しながら、学習指導要領や各種答申・報告も活用して、教員の様々な業務について理解できるように授業を進めた。

15) 変化する社会の中の教育と教員

この回の教材プリントは、大項目として「現行学習指導要領にみる学校教育」、「中学校の新学習指導要領にみる学校教育」、「保護者、地域住民の学校運営参画」、「学校選択制」、「民間人校長」、「公設民営学校」を設定し、前の三者には小項目として順に「当時の社会の位置づけ」、「基本方針」、「教育課程の原則」の3項目、「改訂の経緯」、「改訂の基本方針」の2項目、「学校評議員制度」、「学校運営協議会制度」の2項目を設けて作成した。授業については、主に新・旧の学習指導要領を活用して、現在の学校教育に求められていることを理解させるとともに、学校をめぐる新たな動きについても、各項目の内容を具体的に紹介して認識させる形で授業を進めた。(資料3参照)

おわりに

今回提示した各教材プリントは、既述したように教科書に代わるものとして活用したもののだが、学生にとっては、毎回の授業内容や流れを把握する上で利用しやすいものだったようである。しかし、その記述内容や形式については、改善すべきところが数多くあり、授業時にパワーポイントで示した各資料とあわせて、細かく検証を加えながらよりよいものにせねばならないと考えている。

なお、春学期に担当した「教職論Ⅰ」の授業アンケートでは、アンケート項目「対象となる学問への関心が高まった」に対して、学生が選択した回答の割合は、「そう思う」が58%（小数点以下四捨五入、以下同様）、「どちらかといえばそう思う」が25%であった。さらに、アンケート項目「授業内容は知識・技能の向上に役立った」については、順に57%と30%であり、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合計すると、それぞれ83%と87%という結果となった。このことは、授業内容はもちろん、教材プリントとパワーポイントを活用し、適宜グループワークを行う授業形態が、学生にとっても受講しやすい形態だったことを示していると思われる。

ところで、2019年度入学生からは、この科目は「教育の基礎的理解に関する科目」の中に位置付けられることになる。今後も、今回の授業実践を参考に一層の授業改善を行い、学生が教職を目指す上で、強い決意と自己研鑽の意欲を持つことができる授業づくりを目指さなければならない。

参考文献

- 「教職論」(新井保幸・江口勇治編著 培風館)
「現代教職論」(羽田積男・関川悦雄編 弘文堂)
「教職論」(岩田康之・高野和子編 学文社)
「教育制度論」(早田幸政著 ミネルヴァ書房)
「現代教育の制度と行政」(河野和清編著 福村出版)
「教育と教育行政」(井深雄二・大橋基博・中嶋哲彦・川口洋誉編著 勁草書房)
「教育行政学」(横井敏郎編著 八千代出版)

資料1 (第2回授業用の教材プリント)

教職論 I (2) 職業としての教員

1 教職の意義

(1) 教師と教員、違いはあるのか?

個別の質的な面を問題にすると「教師」(熱血教師・反面教師)
量的なまとまりを持つ社会的な文脈で言及すると「教員」(教員採用・教員研修)
現代ではほとんど明確な区別はないが、明治半ば頃までは明確な差が
御雇外国人教師、その他は教授要員として教員(待遇も大きく異なる)
「教師」=『真理』を能動的に提示する人 「教員」=多数のごく普通の教授担当者
第2次世界大戦まで小学校教員は「訓導」、中学校は「教諭」、高等学校と大学は「教授」
現在は「教諭」という職名で呼ばれる教員……幼小中高で約110万人
教職は人気の職業か……時々の経済事情や教職への評価によって変化してきた

(2) 教職の特性

- ① いくらやってもきりががない(無定量性:授業準備、教材研究等)
- ② 仕事の範囲が際限なく広がる(無境界性:授業、生徒指導、部活動、家庭訪問等)
東アジア(儒教文化圏)の教師像=専門知識を教え、子供の模範であり人格者
- ③ 思い通りにはならない(不確実性:子どもの反応、研究)
以上は、教職だけの特性か?……どんな仕事でも無定量、無境界で、不確実
教育活動は複雑・高度な知的活動のため、簡単に成果は出せず、失敗も
→やる事がいくらでもあるから奥深く魅力的=やる気・根気・目標があるかにかかる

(3) 教職に就く(教師・教員になる)ための条件

- ① 教員免許状を取得する
幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教諭免許状(専修・一種・二種)
養護教諭・栄養教諭の免許状
→原則として大学の教職課程において所定の単位を取得することで認定
大学卒業に必要な単位数128単位以上、さらに59単位が必要(一部重複)
- ② 教員としての人間性
 - ・子ども(生徒)が好きか
子どもが嫌い、気疲れする、わずらわしいでは、不向きなのは明らか(相互に不幸)
 - ・子どもを公平に扱えるか
相性の良し悪しは当然であり、それでも努力し修得しなければならない態度・行動
 - ・自ら成長し続けられるか
教材、授業、生徒理解等、学ぶ事に限りはなく、常に向上しようとする意欲・態度を
 - ・子どもから尊敬されるか
この人の話を聞こう、言う事を信じようと思わせる人柄、普段の言動

(4) 教員の養成

1966年ユネスコがILO（国際労働機関）とともに「教員の地位に関する勧告」を呼びかけ「教員養成課程の目的は、学生一人ひとりが一般教育および個人的教養、他人を教える能力、国の内外を問わずよい人間関係の基礎をなす諸原則の理解および社会、文化、経済の進歩に、授業を通して、また自らの実践を通して貢献するという責任感を発展させるものでなければならない」
教師は生まれるものではなく、創られるもの

2 教員の役割と職務内容

(1) 教員の仕事

- ① 授業……教員免許がないと原則として授業をする事はできず、単位も不認定に「教師は授業で勝負する」……入念な教材研究が求められる
- ② 担任業務・特別活動
学級（クラス）：学習集団と生活集団としての機能を持つ
クラスづくりを担うのが担任……連帯感・達成感の醸成、社会性と思いやりの育成
- ③ 部活動……顧問としての毎日の指導、休日の試合等の引率
授業中とは全く違う面を見せる生徒も……人間形成に寄与していることは確か
- ④ 生徒指導と進路指導
授業を支える両輪、生徒の規範意識を育み、目標を持たせ、人として成長させる
- ⑤ 校務分掌……組織の一員として業務を分担（複数を兼ね同時並行的である場合も）
教務部、総務部、生徒指導部、進路指導部、保健部等……どれかに所属し校務を担う
- ⑥ 保護者・地域との関わり
家庭訪問、教育相談など広範囲な対応、地域との連携や開かれた学校づくり
- ⑦ 特別支援教育
カウンセリングの基礎知識、発達障害への理解と支援、専門機関との連携

(2) 教育公務員としての教員

- ① 国公立学校の教員＝教育公務員……服務義務が課されている
 - ・職務上の義務……勤務を遂行する上で守らねばならない事
全体の奉仕者であること、法令を遵守し、職務上の命令に従うこと
勤務時間内は職務に専念すること（職務専念義務を免除される場合も）
 - ・身分上の義務……その身分を有している限り守らねばならない事
信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密の保持、争議行為の禁止
教育公務員として政治的行為の制限
 - ・営利企業への従事は制限されるが、教育公務員には特例が
- ② 法令等に基づき、一定の事由がある場合
意に反する処分が行われる……処分には、分限と懲戒がある

資料2 (第9回授業用の教材プリント)

教職論1 (9) 教員の身分と服務

1 公務員としての教員

(1) 教員の身分

公立学校の教員は「地方公務員法」に基づく地方公務員

教職の職務の責任と特殊性から「教育公務員特例法」が制定されている

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」による特例

市町村立学校の教員の身分は市町村に属し、任免権者は都道府県、指定都市教育委員会

市町村立学校の教員の給与は都道府県が負担(県費負担教職員)

市町村の財政力による義務教育諸学校における教育の格差を防ぎ、教育水準の確保を図り
広域的な人事交流を図るための特例。勤務条件も都道府県の条例による

(2) 労働基本権の制約と政治的中立

労働基本権(団結権・団体交渉権・争議権)が制約されている公務員

教員は、職員団体結成や適法な交渉は認められている

争議行為の禁止に対する代替措置……人事委員会による給与勧告

特定の政党の支持、反対のための政治教育その他政治活動をしてはならない

教員の地位利用による選挙運動を禁止

(3) 教員の身分保障

全体の奉仕者として職務に専念するための制度的身分保障

→法令等に規定されている事由以外にその意に反して不利益処分を受けることはない

2 教員の任用

(1) 任用資格

ア 積極的資格要件……教職員免許法第3条

教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない

イ 消極的資格要件(欠格条項)……学校教育法第9条

① 成年被後見人又は被保佐人

② 禁錮以上の刑に処せられた者(一般公務員より重い規定)

③ 教育職員免許法第10条第1項第2号または第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

④ 教育職員免許法第10条第1項から第3項までの規定により免許状取り上げの処分を受け、3年を経過しない者

⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 任用における「成績主義」と「平等取扱の原則」

「職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならない」(国家公務員法第33条)

「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」(地方公務員法第15条「任用の根本基準」)

「すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によって、(中略)政治的意見若しくは政治的所属関係によって差別されてはならない」(地方公務員法第13条「平等取扱の原則」)

(2) 教員の任用

任用＝特定の職に特定の人を充てること……採用、昇任、降任、転任

ア 採用……新たに職員の仕事に任命すること

教員は資格制度や職務の特殊性から、採用・昇任は「選考」による（教特法第11条）

選考＝資格要件を満たした特定の候補者がその職にふさわしいか否かを実証する方法

学力試験、面接、論文、模擬授業など多様な選考方法を利用

一般公務員で6ヶ月、教員は初任者研修と合わせて1年間は条件付採用期間となる

職務遂行能力を評価した上で採用される

イ 昇任……充当の職より上位の職務に就かせること

昇任も選考による……年齢や教職経験年数等、資格要件を満たす必要がある

ウ 降任……充当の職より下位の職務に就かせること

分限処分や希望降任制度による

エ 転任……同等または別職種の職に就かせること

学校間、地域間の教育格差解消や教員構成の偏りの是正

3 教員の服務

服務とは

教職に従事する者が守らなければならない職務の在り方

「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」（憲法第15条2項）

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」（地公法第30条）

教育公務員としての服務には、職務上の義務と身分上の義務が

(1) 職務上の義務……職務遂行内に適用される義務

「服務の宣誓」（地公法第31条）、「法令等および上司の職務上の命令に従う義務」（第32条）

「職務に専念する義務」（第35条）

職務専念義務は、休職・停職・育児休業・休日・休暇・研修などでは免除される

(2) 身分上の義務……身分を有する限り守らねばならない義務

「信用失墜行為の禁止」（地公法第33条）、「秘密を守る義務」（第34条1項）

「争議行為などの禁止」（第37条1項）、「政治的行為の制限」（第36条、教特法18条1項）

「営利企業等への従事制限」（第38条1項）

4 懲戒と分限

(1) 懲戒

懲戒処分とは……教員の個別の行為に対してその責任を迫及し、制裁を科すこと

処分の事由には、①法令違反、②職務上の義務違反・職務怠慢、③信用失墜行為

「免職」、「停職」、「減給」、「戒告」の処分がある

(2) 分限

分限処分とは……職務能率向上のため、本人の意に反して行われる身分上の変更の行使

処分事由には、勤務実績の不良、心身の故障、その職に適格性を欠くなど

「降任」、「免職」、「休職」、「降給」の処分がある

「指導力不足教員」……指導の改善を目指した研修の義務づけが（教特法第25条1項）

改善が見こめなければ、必要な措置を講ずることができる規定

（教特法第25条の二、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の二の1項）

資料3 (第15回授業用の教材プリント)

教職論 I (15) 変化する社会の中の教育と教員

1 現行指導要領にみる学校教育

- (1) 当時の社会の位置づけ……「知識基盤社会」の時代
新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す社会
確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことが重要
- (2) 基本方針
 - ① 教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成する
 - ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する
 - ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成する
- (3) 教育課程の原則
 - ① 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させる
 - ② 課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむ
 - ③ 主体的に学習に取り組む態度を養うことに努める。生徒の言語活動を充実する

2 中学校新学習指導要領にみる学校教育

(1) 改訂の経緯

現代社会の位置づけ

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等厳しい挑戦の時代
社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し予測が困難な時代
急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた日本
持続可能な社会の担い手として、個人と社会の成長につながる新たな価値の創造を
学校教育に求められる、「できるようになる」こと

変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく

情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成して新たな価値につなげる
複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにする

中央教育審議会答申が求めたもの（「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」）

新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現

学習指導要領が「学びの地図」としての役割を果たすため、6点の枠組みの改善

①「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）

②「何を学ぶか」

（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程編成）

③「どのように学ぶか」

（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）

④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）

⑤「何が身に付いたか」（学習評価の充実）

⑥「実施するために何が必要か」

（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」
の実現

(2) 改訂の基本方針

① 今回の改訂の基本的な考え方

ア 未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成する。その際、求められる

資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視

イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する枠組

みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成

- ウ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成
- ② 育成を目指す資質・能力の明確化
「生きる力」を育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有
全ての教科等の目標及び内容を三つの柱で再整理（創意工夫や教材の改善を引き出す）
「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要
普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進
通常の学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的学習など）の質向上が主眼
- ④ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る
- ⑤ 教育内容の主な改善事項
言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実
- 3 保護者、地域住民の学校運営参画
- (1) 学校評議員制度（学校教育法施行規則第49条）……任意設置
校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べるができるもの
校長の推薦に基づき、学校の設置者が委嘱する……保護者、地域住民参加を保証せず
- (2) 学校運営協議会制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条5）
学校運営に学校運営評議会が参画する仕組み……「コミュニティー・スクール」
委員は教育委員会が任命、委員は特別職の地方公務員、秘密保持義務あり
学校運営協議会の権限
①学校運営に関する基本方針の承認 ②学校運営に意見を述べるができる
③教職員の採用その他任用に意見を述べるができる
「開かれた学校」づくり、「地域とともにある学校」づくりに貢献
協議の形式化、人材難、地域住民や教員の低い関心が課題に
- 4 学校選択制
就学先の小中学校は、教育委員会が指定するという制度がとられてきた
地域の実態を踏まえた「通学区域」に照らして指定が行われる
保護者からの要請等で変更は可能
保護者の申し立てで市町村教育委員会が相当と認める場合……「就学校の変更」
住所の異なる他の市町村の学校へ就学を認める場合……「区域外就学」
保護者の意見を踏まえ、双方の市町村教育委員会が協議し認める
保護者の意見を踏まえ、市町村教育委員会が就学校を指定する場合……文科省
自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制、特任校制、特定地域選択制に分類
どこの公立学校で教育を受けるかを受益者である保護者・児童生徒の選考に委ねる
保護者等のニーズに適した教育を確実に選択できる
義務教育学校も市場原理にさらされる方向……学校の統廃合政策につながる側面も
「学校選択制」のメリット・デメリット
保護者の関心の向上、学校評価への影響と結果に基づく特色ある学校づくり
学校間格差や学校の序列化への危ぐ、地域とのつながりの稀薄化のおそれ

5 民間人校長

教員免許を持たず、教職経験もなく「校長」に任用される者
従来の校長の任用資格……教職員免許法の定める所定の免許状を有していること
2000年に資格要件の大幅な緩和

教員免許、教育活動未経験でも、校長職相当の資格を有すると認められる者が加わる
一般に開放されたわけではなく、免許相当主義に対する特例措置
既存の校長職がもたらしているとされた硬直化した学校運営への批判

知識偏重の筆記試験や年功序列の人事、校長に求められなかった経営者の知識・教養
優秀な人材によるリーダーシップの発揮、組織的・機動的な学校運営への期待
教員集団との対立、企業経営手法や発想の無理強いによる教育現場の混乱を招く

6 公設民営学校

設置者が地方公共団体の「公立学校」で、その学校運営を民間に委託する方式
2015年7月の「国家戦略特別区域法」改正で公設民営学校制度に係る根拠規定を整備

教育委員会の一定の関与の下で、公立学校運営を民間に開放する内容に
グローバル化・科学技術の進歩に即した教育ニーズへの対応への期待
目先の利益追求への危惧、教育の基本的目的との関わりへの不安、選定基準設定の困難
時代の変化に対応した新たな学校制度の展開を考えた実験的試行に